

日本での就職

日本では、「国籍を問わず優秀な人材を確保したい」、「外国語や外国の状況を理解している人材が必要」、「多様な背景を持つ人材を積極的に採用したい」と考える企業が増え、外国人留学生の採用は増加しています。しかし、留学生の日本国内での就職は簡単ではありません。下記の JASSO ウェブサイトでは、就職活動の体験談や就職関連イベント情報を掲載しているので、それらを参考にしながら早めに就職活動をしましょう。

外国人留学生のための就活ガイド (JASSO)

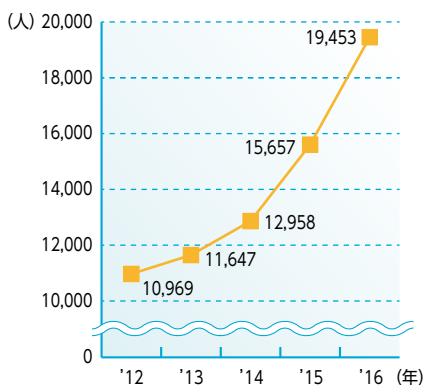
http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/job/

Japan Alumni eNews (JASSO)

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/enews/

日本における留学生の採用状況について

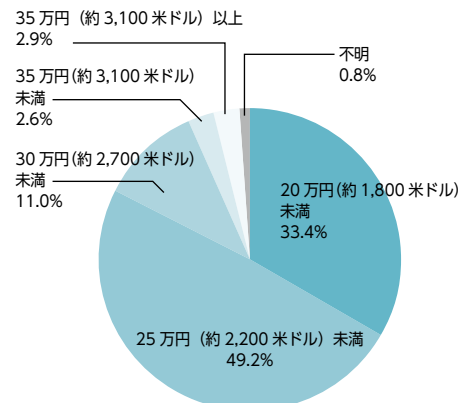
<在留資格「留学」から就労資格への変更申請許可件数>



<業種別構成比 (上位 10 種) >

1位	商業・貿易	20.6%
2位	コンピュータ関連	9.4%
3位	飲食業	5.3%
4位	ホテル・旅館	3.0%
5位	建設	2.6%
6位	教育	2.5%
7位	食品	2.4%
8位	電機	2.3%
9位	旅行業	2.3%
10位	一般機械	2.1%

<初任給 (月額) >



出典：「平成28年における留学生の日本企業等への就職状況について」（法務省入国管理局）

※ 1米ドル = 114円で計算

■ 在留資格の変更

留学生が日本において就職する場合には、在留資格「留学」から、「技術・人文知識・国際業務」など就労可能な在留資格に変更することが必要になります。

ポイントは、以下の通りです。

① 学歴	日本又は外国の大学・短期大学・高等専門学校卒業生 日本の専門学校を卒業して「専門士」の称号を得た者
② 従事しようとする業務内容	就職先での仕事内容が自分の専攻していた科目に関連があるか、重視される。 (例) 服装デザインを学んでいた人がコンピュータ・プログラマーとして採用されたとしても、在留資格の変更は難しいことがある。
③ 報酬	日本人と同等額以上の報酬があること
④ 企業の実態	会社の経営基盤や業績が安定していること等

■ 就職が決まらなかった場合

日本の大学^{*1}または専門学校^{*2}の卒業までに就職が決まらなかった場合でも、「留学」から「特定活動」へ在留資格の変更を行うことによって、就職活動を学校卒業後に1年間、継続して行うことができます。この場合の在留期間は6ヵ月間で、原則として一度の更新が認められます。ただし、一定の要件を満たせば、学校卒業後2年目も継続して就職活動を行うことができます。

手続方法等詳細については、地方入国管理局等に問い合わせてください。

※1 短期大学及び大学院を含む。ただし、別科生、聴講生、科目履修生及び研究生は含まない。

※2 専門士の称号を取得したものに限り。